

第 3 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和 7 年 6 月 19 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第3回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和7年6月19日(木曜日)

午前9時58分開議

午前11時9分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第11号 藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第15号 専決処分の報告について

報告第18号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(7人)

委員長 竹崎和虎

副委員長 坂梨剛昭

委員 溝口幸治

委員 緒方勇二

委員 前田憲秀

委員 杉嶌ミカ

委員 星野愛斗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 越猪浩樹

教育理事 木山晋介

教育総務局長 加藤栄一

総括審議員

兼県立学校教育局長 重岡忠希

市町村教育局長 藤岡寛成

首席審議員

兼教育政策課長 岸良優太

学校人事課長 清塘文夫

文化課長 永田清道

施設課長 花房博

高校教育課長 横川修

高校教育課政策監

兼高校魅力化推進室長 永田健吾

特別支援教育課長 西坂紀彦

学校安全・安心推進課長 大塚一幸

体育保健課長 濱本昌宏

義務教育課長 梅本和高

首席審議員

兼社会教育課長 福永公彦

人権同和教育課長 角田賢治

警察本部

本部長 佐藤昭一

警務部長 宇野晃

生活安全部長 松見恵一郎

刑事部長 江藤真吾

交通部長 合瀬勝彦

警備部長 長尾義久

首席監察官 大島誠吾

参事官兼総務課長 東勘太郎

参事官兼警務課長 水島護

参事官

兼生活安全企画課長 福岡淳一

参事官兼刑事企画課長 益田栄世

参事官

兼組織犯罪対策課長 平木強史
参事官兼交通企画課長 山浦隆之

参事官

(運転免許センター長) 東田智裕
参事官兼警備第一課長 川上史泰
理事官兼会計課長 石阪重徳
理事官兼生活環境課長 馬場泰臣
理事官兼交通規制課長 大藪浩

事務局職員出席者

議事課主幹 北里一城
政務調査課主幹 坂口秀樹

午前9時58分開議

○竹崎和虎委員長 ただいまから第3回教育警察常任委員会を開会します。

まず、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、審査を効率的に行うため、教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○越猪教育長 おはようございます。

教育警察常任委員会の竹崎委員長、坂梨副委員長をはじめ各委員におかれましては、本県の教育行政につきまして、深い御理解と御支援をいただきおり、厚く御礼申し上げます。

私は、教育長に就任して最初の委員会でもありますので、教育長としての考え方や今後特に力を入れて進めていきたいことなどを述べさせていただいた上で、議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

昨年度、くまもと新時代教育大綱及び第4期熊本県教育振興基本計画を策定いたしました。このプランを目に見える形で成果を出していくことが、教育長としての私に課せられた使命だと考えています。

果たさなければならない役割や責任の重さを考えますと、このような大切な時期に教育長に就任したことは、大変身の引き締まる思いであります。

最近、私は、こつこつが夢の扉を開くコツという言葉を大切にしております。4月の新聞でも紹介されましたが、熊本高校校長のとき、台湾のデジタル担当政策委員(大臣)と九州の高校生が意見を交わすオンラインシンポジウムを共同で企画、実施しました。無理を承知で、知人等様々な方の協力を得ながら進め、開催に至ったものです。

今後とも、台湾との交流については、熊本の文化を踏まえた上で着実に進めていきたいと考えております。

また、子供たちの多様な学びを推進するため、小中高校の連携強化や大学等関係機関との連携、教師がやりがいや誇りを感じることができるような環境整備など、様々な取組を関係機関との連携を図り、元教員としての経験も生かしながら進めていきたいと考えております。

それでは、本議会に提出しております教育委員会関係の議案等の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例等議案5議案、報告関係2件でございます。

まず、6月補正予算についてですが、総額8億8,772万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としましては、公立高校生徒への臨時支援金の支給に要する経費や県立美術館永青文庫常設展示室の空調設備の改修に係る経費でございます。

また、熊本工業高校実習棟改築工事に係る債務負担行為についてもお願いしております。

次に、条例等議案ですが、藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について外4議案について提案しております。

最後に、報告関係として、令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告外1件を御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

下に教育委員会と書いてございます横向き資料の2ページをお願いいたします。

教職員人件費の右側説明欄の1、管理運営費の(1)就学支援金交付等事業ですが、これは、今年3月31日に成立した国の令和7年度予算において、高校生等臨時支援事業が予算化されたことから、高等学校等就学支援金制度の所得制限により支援を受けられなかった公立の高校生について、授業料を支援するための経費を計上するものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○永田文化課長 文化課です。

3ページをお願いします。

美術館費の右側説明欄の1、美術館施設整備費の(1)県立美術館本館改修整備事業ですが、これは、県立美術館本館永青文庫常設展示室の空調設備の改修等に要する経費でございます。

文化課の説明は以上です。

○花房施設課長 施設課です。

4ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

熊本工業高校の実習棟改築工事ですが、第4期工事の発注において入札が不落となりましたので、さらなる物価上昇に対応し、予定額を見直し、改めて発注するに当たり、工期を15か月確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

施設課は以上です。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

5ページの上段をお願いいたします。

高等学校費の県立学校原油価格・物価高騰対策事業費でございますが、これは、令和7年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業でございます。年度内の執行が困難であるため、繰り越したものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○永田文化課長 文化課です。

説明資料5ページ下段をお願いします。

1段落目から3段落目の社会教育費、埋蔵文化財発掘調査費ほか2件ですが、工法の変更、資材の調達等に日数を要したことや、国が事業主体となる中九州横断道路建設予定地の用地買収が遅延したことにより発掘調査が実施できず、年度内の執行が困難となったものでございます。

4段目の教育災害復旧費、文化財災害復旧費ですが、これは、工法の変更等に日数を要し、年度内の執行が困難となったものでございます。

なお、全て令和8年3月には完了する見込みでございます。

文化課は、説明は以上です。

○花房施設課長 施設課です。

6ページをお願いします。

1段目の高等学校費、高等学校校舎新築・増改築事業費は、先ほどの債務負担行為設定

のところで述べました熊本工業高校の工事です。入札の不落に伴い、工事の年度内の執行が困難となり、繰り越したものです。

2段目、高等学校費、高等学校施設整備事業費は、玉名高校長寿命化改修第1期工事のほか14件について、工期工程等の調整等に時間を要し、年度内執行が困難となり、繰り越したものです。

こうした繰越しの多くは、学校行事や学校運営への配慮、例えば、工事の際に校内に響く工事の音あるいは振動などが学校のテストなどに支障を来さないような観点、こうした点を主とした工期工程の調整です。

3段目、特別支援学校費、特別支援学校施設整備事業費は、令和7年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業で、熊本はばたき高等支援学校体育館空調整備工事のほか4件について、年度内執行が困難となっての繰越しです。

一番下の特別支援学校費、特別支援教育環境整備事業費は、大津支援学校校舎実習棟の新築工事で、工期工程等の調整等に時間を要し、年度内執行が困難となっての繰越しです。

これらの工事は、令和8年3月までに完了する見込みです。

施設課は以上です。

○横川高校教育課長 高校教育課です。

7ページ上段をお願いします。

1段目の教育総務費の高等学校DX推進事業費ですが、これは、令和7年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であるため、繰り越したものでございます。

2段目の高等学校費の高森高校環境整備事業費ですが、これは、学校運営に配慮した工期工程の調整等に時間を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、10月には完了する見込みでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○西坂特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

7ページ下段をお願いします。

教育総務費の県立特別支援学校寄宿舎費支援事業費ですが、これは、令和7年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であるため、繰り越したものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○濱本体育保健課長 体育保健課です。

8ページ上段をお願いします。

1段目の保健体育費の子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業費ですが、これは、令和7年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

2段目の県営体育施設管理運営費ですが、これは、県民総合運動公園陸上競技場スロープ軒下天井改修工事において、工事着手時期に関する公園利用者との調整に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、工事は、9月には完了する見込みでございます。

3段目の県営体育施設整備事業費ですが、これは、県立総合体育館音響設備改修工事に要する経費について、工法、工程及び仮設計画の検討に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、工事は、年内には完了する見込みです。

体育保健課の説明は以上です。

○梅本義務教育課長 義務教育課でございま

す。

8ページ下段をお願いいたします。

教育総務費の文化部活動指導員配置支援事業費とくまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業費ですが、これは、令和7年2月補正で計上した国の経済対策に伴う事業であり、年度内の執行が困難であるため、繰り越したものでございます。

義務教育課の説明は以上でございます。

○濱本体育保健課長 体育保健課です。

10ページをお願いします。

10ページから11ページに、第11号議案として、藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

これは、藤崎台県営野球場の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定するもので、施行期日は令和8年4月1日でございます。

同様に、12ページから14ページには、第12号議案として、熊本武道館条例の一部を改正する条例の制定について、15ページから17ページには、第13号議案として、熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について、18ページから19ページには、第14号議案として、熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例の制定について提案をしております。

第12号議案の熊本武道館条例及び第13号議案の熊本県立総合体育館条例については、使用料の額の改定と併せて区分等の見直しも行っております。

なお、使用料の額の改定については、消費税による改定とは別に、施設ごとに物価高騰等により前回改定した年度から消費者物価指数の変動率を考慮したものでございます。

また、区分等の見直しについてですが、14ページの第12号議案の熊本武道館条例の2、内容の「区分を改定」するとは、宿泊区分を廃止するものでございます。

17ページの第13号議案の熊本県立総合体育館条例の2、内容の「料金区分を改定する」とは、小体育館における貸切り利用の区分を新たに設けるものでございます。

体育保健課の説明は以上です。

○清塘学校人事課長 学校人事課でございます。

20ページをお願いいたします。

第26号議案の専決処分の報告及び承認について御説明いたします。

これは、高校無償化における高等学校等就学支援事業費補助金の高校生等臨時支援の実施に伴い、関係規定を整備するものでございます。

21ページの条例等議案関係の概要を御覧ください。

これは、今年度新たに授業料の臨時支援を受ける年収約910万円以上の世帯等の授業料納付を猶予するための改定でございます。

これにより、臨時支援を受ける者についても、授業料を一旦納付し、後日還付を受ける手続が不要となります。

学校人事課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

説明資料の22ページをお願いします。

報告第18号、家庭教育支援の推進に関する施策の報告についてでございます。

これは、くまもと家庭教育支援条例第11条の規定により、家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、御報告するものです。

22ページから28ページに、今年度の関係各課の取組及び予算額を一覧にしております。

それでは、29ページをお願いいたします。

くまもと家庭教育支援条例に基づく令和7年度の家庭教育支援に関する施策の報告について、令和6年度の主な取組や成果と併せて説明します。

議案番号の記載がある四角囲みの下を御覧

ください。

条例が施行されました平成25年度にくまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置し、現在6部局で連携をして取り組んでおります。

まず、令和6年度の主な取組と成果ですが、昨年度は、6部局20課で81の施策に取り組みました。

内訳ですが、(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供は、保護者が、家庭教育や子育てについて、保護者として成長するために必要なことを学ぶ機会の提供に取り組みました。

(2)の親になるための学びの推進は、子どもたちが、家庭の役割や子育ての意義、その他将来大人になったときに必要な学びの機会の提供に取り組みました。

(3)の人材養成は、家庭教育を支援する人材の研修会などに取り組みました。

30ページをお願いします。

(4)の家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進は、家庭教育の関係者が連携し、協力して活動の支援に取り組みました。

(5)の相談体制の整備及び充実は、家庭教育に関する電話相談や面接による相談活動などに取り組みました。

(6)の広報及び啓発は、家庭教育に関する県民の理解を深める広報などに取り組みました。

下段の四角枠囲み部分ですが、令和6年度の成果について、3点申し上げます。

1点目は、多様な学習機会の設定とつながりの希薄化への対応です。

啓発動画の提供を中心に、対面講座以外の学習機会を設定し、保護者同士のつながりの再構築を図りました。

2点目は、家庭教育を支援する人材育成と社会的機運の醸成です。

家庭教育を支援する人材等への研修や就学前教育、保育を行う施設が加盟する団体との

連携協定を締結するなど、特に、(3)支援体制の基盤づくりとともに、社会的機運の醸成を図りました。

3点目は、条例関係課の連携です。

他課と連携して取り組むなど、横のつながりが強化をされました。

次に、31ページですが、令和7年度の主な施策について説明します。

本年度は、6施策増え、6部局20課で87の施策に取り組んでまいります。

主な内容につきましては、条例に規定の施策ごとに掲載をしておりますが、概要として32ページの四角枠内を御覧ください。

令和7年度の取組として、4点申し上げます。

1点目は、保護者が家庭教育や子育てについて学ぶ機会のさらなる提供です。

就学前教育、保育に係る施設が加盟する団体との連携協定の締結を基盤に、親の学び講座等の保護者が学ぶ機会の設定など、これまで以上に推進していきます。

また、多くの保護者に支援が届くよう、乳幼児健診時での親の学び講座の実施やオンライン映像資料の配信により、多様な学ぶ機会を提供し、保護者同士のつながりの再構築に努めてまいります。

2点目は、大人になるための学びの推進と相談活動による家庭教育支援の実施です。

中高校生における保育体験の受入れ、高校生の留学促進等、将来大人になるための様々な学びの充実を図ります。

また、家庭教育電話相談やスクールカウンセラーの配置等、福祉とも連携し、相談体制の充実を図ってまいります。

3点目は、家庭教育を支援する人材育成と社会的機運の醸成です。

幼稚園教員や保育士、親の学びトレーナー等の資質向上を図り、地域での家庭教育支援の一層の活性化に努めてまいります。

また、くまもと家庭教育支援チームの登録

促進やこども本の森熊本の活用、連携協定に即した就学前施設への情報提供、民間企業への積極的な啓発など、家庭教育を支援する社会的機運をさらに醸成してまいります。

4点目は、条例関係課の連携です。

新たに、くまなびの日の利用促進など、家庭教育支援に関する取組の周知啓発を行い、連携を強化してまいります。

社会教育課の報告は以上です。

○竹崎和虎委員長 次に、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○佐藤警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援を賜っておりますことに対して、この場をお借りしまして心から御礼を申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております4件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まずは、議案関係についてです。

議案第1号、令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)については、令和7年度税制改正に伴う熊本県警察職員情報総合管理システムの改修費用として、972万円の増額補正をお願いしております。

また、議案第15号、熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定については、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、県条例で引用する罰則条項に条ずれが生じるため、必要な整理を行うものでございます。

次に、報告第1号、令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでは、令和6年度予算に計上した歳出予算のうち、令和7年度に繰り越した繰越明許費3事業、5億40万円余について報告するものでございます。

また、報告第15号、専決処分の報告については、専決処分させていただきました4件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定に関する報告でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○竹崎和虎委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○石阪会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料に基づき御説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

議案第1号、令和7年度熊本県一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

警察本部費で972万円をお願いしております。

これは、令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等に伴い、職員の年末調整事務に係る熊本県警察職員情報総合管理システムの改修を行うものでございます。

補正後の警察費総額は、450億5,172万円となります。

続きまして、資料の2ページをお願いします。

報告第1号、令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

まず、事業名、1段目の警察施設維持管理費2億4,285万3,000円は、県庁舎の空調機更新工事等において、着工時期や施工中の工事との調整等により施工計画の見直しが必要となつたため、年度内の完了が困難となつたものでございます。

次に、2段目の警察施設整備費(単独事業)2億3,804万1,000円余は、職員宿舎改修工事等の入札不調により施工計画の見直しが必要となつたため、年度内の完了が困難となつた

ものでございます。

3段目の警察活動基本経費1,950万9,000円は、中型輸送車及び小型輸送車の購入で、車両製造の遅延等により年度内の納品が困難となったものでございます。

以上、警察費で合計5億40万円余を繰り越して事業を実施するものでございます。

予算関係議案は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○馬場生活環境課長 生活環境課でございます。

私からは、熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

説明資料は、付託議案関係の3ページから5ページになりますが、5ページを御覧ください。

5ページに条例の新旧対照表を載せておりますが、この第4条に、風俗案内業を行う者の欠格事由を規定しております。

この第2号に、「1年以上の拘禁刑に処せられ又は次に掲げる罪を犯して1年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者」というのを欠格事由として規定し、さらに、同号中の次に掲げる罪の1つとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、以下風営法と説明いたしますが、風営法の第49条から53条までを欠格事由として規定しております。

今月28日から風営法の一部が改正され、罰則強化に伴い49条が新設となりました。それに伴って条ずれが生じたことから、県の条例についても整理を行うものです。

なお、本改正は、風営法の改正に伴うものであり、県政に係る意見提出手続の除外規定に該当することから、パブリックコメント手続は実施しないこととしています。

以上でございます。

○大島首席監察官 監察課でございます。

報告第15号の専決処分について御報告させていただきます。

資料の9ページをお願いします。

昨年8月から本年1月に発生した本県警察職員が運転する公用車による4件の交通事故に関して、事故の相手方と熊本県との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしました。

事故の概要につきましては、資料9ページのとおり、番号1が、国道を直進中、左方から流入してきた相手方車両と衝突したもの、2が、駐車場で後退する際、相手車両に衝突したもの、3が、高速道路上で車線変更する際、右方の安全確認により相手方車両と衝突したもの、番号4が、県道を直進中、車線変更してきた相手方車両と衝突したものという事故となります。

このうち、2の駐車場での事故及び3の高速道路上での事故の2件については、県側の過失が大きい事故であり、資料のとおりの賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

なお、賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

4件の交通事故に関しましては、過失の大小はあるものの、運転者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

まず、先に教育委員会に係る質疑を受け、その後警察本部に係る質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番

号、担当課と事業名を述べてからお願ひいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

冒頭の教育長のお話の中で、こつこつが夢の扉を開くコツということで、私も非常にこれは賛同いたします。

今の世の中、物すごく結果を早く知るような環境、あれはどうだったんだ、こうだったんだというのが全ての分野においてあるような気がします。まあ、それはそれでいいこともあるんでしょうけれども、特に教育の分野というのは、やはり長いスパンをかけてつくり上げる、そういうものであるのかなと思いますので、そういう思いをこの言葉に込められているのかどうか分かりませんけれども、ぜひ教育のプロのお立場として頑張っていただきたいというふうに思います。

で、すみません、質問ですけれども、家庭教育支援条例についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

31ページ、32ページなんですかけれども、お隣の溝口議員が中心になって議員提案でこの条例ができまして、私も、ありがたくもその条例を作成するときにいろいろ参画をさせていただいた一人として、特に私が訴えたのは、31ページにあります(5)の相談体制の整備及び充実というのをしっかりとこの文言に入れてほしいというのを訴えさせていただきました。

ここにもあるように、SCさん、スクールカウンセラーさんとSSW、スクールソーシャルワーカーさん、年々充実もしていただいていると思います。32ページのほうにも、今年度の取組ということで、相談体制の充実を

図るとしっかりと明記をしていただいているんですけれども、私がいろんな立場で教育分野の相談を受けるときに、実際相談ができたら、もう半分解決しているというようなこともあります。どこに相談したらいいんだろうと、そういう思いがあるんですけれども、25年だったでしょうか、この条例ができるもう大分たちますが、その相談体制に特化して、何かこの条例ができてこういうふうに変わりましたみたいなのは、何かありますでしょうか。

○福永社会教育課長 社会教育課でございます。

相談体制の充実についての御質問でしたけれども、25年から施行されましたけれども、やはり横との連携という部分が非常に大きくなつたというふうに考えております。

私どものほうでは、電話相談という部分を従前からやっておりましたけれども、実際に条例が施行されまして、例えば児童相談所であるとか、そういった案件の相談もあります。そういう意味で、私どもの電話相談で受けた相談で、事案によってはそういうた福祉の分野につないだりとか、また、場合によっては警察のほうにつないだりとか、そういう形で横の連携が強くなつたというところが非常に大きな特徴だと考えております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。横の連携はしっかりと充実できたということで、さらに充実をしていただきたいと思っております。

先ほど言いましたように、相談ができる、踏み込めたら、私は大分前進しているというようなケースを多々経験していますので、今、熊本市内では、校区によってはもうPTAが崩壊して、PTAの組織すらないという話も聞きます。かといって、LINEとかS

N Sを通じてママ友さんの横の連携もあると。それもよしあしたと思うんですけれども、周りの方が、あの人は何かちょっと心配だと、そういう、何ていいますか、ある意味おせつかいなのかもしれませんけれども、そういう連携も充実できるような仕組みができたらいいんじゃないかなと思いますので、さらにこの相談体制の充実は頑張っていただきたいと思います。要望でございます。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑は。

○溝口幸治委員 関連していいですか。家庭教育について御質問が出たので。

今課長がおっしゃったとおり、当時の議論、私も、今前田先生のお話聞きながら思い出しましたけれども、それぞれの相談窓口はあるんだけれども、そこがリンクしていないので、いろいろ相談したら、いや、それはうちらじゃありませんからあっちですよという状態だったんですね。ところが、前田先生がこだわって、この相談体制をしっかり位置づけるということで、今おっしゃったように、横串が刺せて非常に効果が出てよかったというふうに私自身も今聞きながら感じたところですが、先般、全国の子ども会連合会さんの政策提言の議論というところに参加させていただいたときも、超党派の議員の皆様が——超党派じゃなかったな。自民党だったかもしれませんのが、議員の皆様が、子供会が取り組む家庭教育支援については、熊本の事例も含めてしっかりと横展開するようにというようなことが、その議連の、よその国會議員の皆さん方の議論でも出てきました。

大変誇らしく思いましたので、今年11月に、家庭教育についての、その子供会の全国大会が熊本であって、その1こまを社会教育課にという話があっておりましたので、ぜひ、やっぱりチャンスですので、しっかりとその1こまを有効に活用して、また全国にこの条

例を知らしめていただきたいと思います。

いろいろな問題ありますけれども、この61ページの条例を、ぜひ、まあ県警の皆さん方も意識をしてほしいと思うんですけども、この前文の——これも相当当時議論したんです。前文の最後の下からこの4行、ここに思いが込められておりまして、「こうした取組により」というその後ですね、「各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し」ということは、まずは家庭ですよと、しっかり家庭で自覚をしてくださいということをここには書いてあります。

その家庭の役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校、地域、事業者等、行政、その他県民みんなで家庭教育を支えていくということですから、まずは家庭なんだけれども、それだけではなくて、それに加えて、やっぱり地域社会全体で家庭教育をやっていきましょうと、それによって様々な事例や事案や事件や、こういったものをやっぱり解決に導いていく、そういう熊本をつくっていく。子供たちの健やかな成長に実感を持てる、喜びを実感できる熊本ということでしたので、改めてそこは、今日報告をいただきましたけれども、引き続き、それぞれの県庁全体で連携をしていただいて、力を入れていただきたいと思います。

まさに、今いろいろなことが社会で起こっていますが、さらにこの家庭教育という重要性は、どなたも否定することはないというふうに思いますので、熊本県としてしっかりと取り組んでいただきますようにお願いをしておきたいと思いますが、課長から、もしコメントがあればいただきたいと思います。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

まず、最初の全国子ども会の話ですけれども、私どもにとっても、やはり非常にいい機会じゃないかと思っております。熊本の事例という部分を報告しながら、場合によって

は、子供会との連携という部分を今後の展開として新たに考えていきたいと思っておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

また、条例につきましては、今回的一般質問のほうでも御質問いただいた中で、やはり条例の前文は非常に大事なメッセージだったと思っております。そういうところで、まずは家庭教育をしっかりやりながら、横連携をやることによって学校等の負担軽減も含めてやっていくというところで、条例の理念をしっかりと生かしてこれからもやっていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はございませんか。

○溝口幸治委員 すみません。3ページの県立美術館の本館の改修ですね。空調設備がということで、まあ、長年使ってきて老朽化して、ここでしっかりメンテをやろうということで、今やっていただいている。

非常に大事なことだと思いますし、県立美術館自体が相当老朽化をしていますので、様々、いろいろなところが悲鳴を上げてくるのかなと思っておりますので、引き続き予算の獲得はしっかりと行っていただきたいと思います。

そこでですね、ハード面をきちんとやることとソフト面をしっかり充実させていく。この空調がしっかり終わると、永青文庫を中心になりますし、本館のほうではまた様々な展示ができるわけですけれども、県立美術館、非常に最近頑張っていると思います。

というのは、いろいろな催物で、ただ展示するだけではなくて、やっぱり県内各地から人を呼び込もうという工夫があるということと、稼ぐ、まあ稼ぐというよりも、地域経済に貢献するみたいな、グッズの作り込みと

か、そういったものも非常に工夫が見られて、県立美術館等を視察に行くと、職員の皆さん方が一生懸命やっている姿を拝見します。

例えば、今、いろいろ展示は——今企画しているものというのは、例えば来年とか再来年とかになってくるわけですけれども、そういう仕込みの中で、人吉も災害から5年たつので、何か人吉のものをグッズの中に入れ込めないかとかという工夫をいただいたり、非常にそういう積極的な姿勢です。

文化課にちょっとお願いしておきたいのは、これはまた課が違いますけれども、観光文化政策課でこの前県立劇場に新しいピアノを入れさせていただいて、非常に喜ばれたんですけども、じゃあ、ピアノも、1台じゃなくて2台ないといけないので、2台目いこうと思っていろいろお話をさせていただいているんですけども、財政課と話すと、いやいやいや、予算をつけるのもいいけれども、少しはやっぱり自分たちで稼いでくださいよっていうか、お金を集める工夫もしてくださいよみたいなメッセージが最近財政課からも来るんですね。

文化課も、クラウドファンディングとかありますよね、何かを修復するとかというときに。ということは、やっぱり県全体が——まあスポーツ施設の建設もそうですけれども、ただただ県費をぶち込んで何かを造るというよりも、やっぱりそれを経済波及効果で稼いでいくという姿勢が今から求められてくるんだと思います。

ですから、県立美術館も、展示だけではなくて、その稼ぐ力、経済に貢献するという視点が大事になってくるかと思いますが、改めてその辺りを、県立美術館の職員、それから文化課、まあ教育委員会全体かもしれませんのが、そこでやっぱり確認していくことが必要だと思うんですよね。そういうことを、ぜひ、文化課が県立美術館等とお話しするとき

に、徹底していただきたいと思います。

学芸員さんというのは、私独特の表現でいくと、学芸員さんみんな必殺仕事人で、近世のことは任せとけとか、西洋の絵は任せとけとか、陶器は任せとけって言って、その分野は非常に必殺仕事人なんだけれども、やっぱり全体のマネジメントをやっていくとかというのは、やっぱり、県立美術館でいうと、管理職の皆さん方だったり、知事部局から出向していく皆さんだったりということで、まさにチームでやっていかないとなかなか難しいと思うんですね。必殺仕事人に稼ぐことを考えろと言うのはちょっと酷なので、その必殺仕事人の皆さん方とその稼ぐ力とか経済に貢献するとか、あるいはその経済に貢献する、もっと言うと、天草のものを何とか使えないかとか、山鹿のものを何とか使えないかとか、球磨のものを何とか使えないかということによって地域との連携がそこに生まれてくる。そうなると、地域が県立美術館を身近に感じるという糸口にもなってくるので、そういった工夫が恐らく求められてくると思います。

これは、やっぱり県立美術館だけでは厳しいので、文化課の課長は観光のこともよく御存じで、まさに文化と経済を結びつけるという仕事をするためにそこにいらっしゃったんだろうと私は勝手に推察をしているところですが、そういった点から、やっぱり文化課の課長として、今後どうやっていくのかというのをちょっと、このハード整備と併せて、ソフトの面もお聞かせをいただきたいと思います。

○永田文化課長 すみません。御提案ありがとうございました。

県立美術館は、今回の補正のほうは、空調の補正ということで3億6,000万ほど要望させていただいておりますけれども、県立美術館自体が、来年度、令和8年度で開館50周年

を迎えるという節目の年になります。

先ほどおっしゃったように、いろいろやはり稼ぐ工夫が必要かなというふうに思っておりまして、文化財も、今まででは学芸員の人が守る、文化財を守っていくという観点が中心だったんですけども、やはり多くの外国人ですとかインバウンドの関係者に見ていただくという視点が非常に必要かなということで、まずは知ってもらうということが必要かなということで、その辺の観光との連携ですね。連携会議がありますので、その辺りを使って、私も観光から来ましたので、その辺が非常に重要な視点かなというふうに思っております。

特に、県立美術館で扱います永青文庫が、先ほどおっしゃったように、クラウドファンディングということでいろいろ積みまして、基金のほうが枯渇しておりますので、その辺の積み増しですか、あるいは企業版ふるさと納税のほうで選べる使い道というところがありますので、その辺にまた起債をしていただくような形で、いろんな工夫をしながら資金のほうも稼いでいきたいというふうに思っておりますので、御協力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○溝口幸治委員 安心しました。課長は、恐らくいろいろなことを考えてらっしゃるんだろうと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

最後に1つ、これも要望です。答えは要りませんが、いい美術館に行くと、必ずいいカフェとかレストランが併設をされています。熊本県立美術館に行くと、カフェはありますが、恐らくちゃんとした厨房がないので、チンとして出すというか、そういう仕組みです。

その中でも、今生懸命頑張っていろいろ工夫して出していただいているのは承知をしておりますが、やっぱりいい美術館にいいカ

フェ、レストランありということを考えれば、あのロケーションとあの建物からすると、もう少し対応ができるのではないかというふうに思っております。これは予算を伴うことでありますので、ぜひその辺りも検討をいただきたいと思います。これは答弁は結構です。

○永田文化課長 その問題は承知しております、いろいろやっぱり美術品に与える臭いとか、あの辺りが非常に問題なっていると。というのも、1階のほうでカフェがありまして、その2階が、すぐ近くに美術品が展示してありますので、その辺の関係で非常になかなか難しい問題があるかなと思いますけれども、ほかの美術館なんかでも、先ほど先生おっしゃったように、いろんな工夫がされて、カフェも非常に多岐にわたった展開をされていますので、その辺りを参考にしながらいろいろ提案をしていきたいというふうに思っております。

○緒方勇二委員 同じく3ページ、それから4ページのことでお尋ねしたいんですけども、溝口委員のほうからも美術館の話出ました。これは、もう50周年ですよね。建築は一つの作品ですよね。前川建築さん、これはもう私たちも勉強させてもらっていますけれども、地震にも耐え、あのボルトレスの大空間をつくっている、すばらしい美術館だと思います。

その中で、この空調改修費ですね。これは、長寿命化の計画の中で、前川國男建築事務所と契約されているんだろうと思いますけれども、非常に金額の多寡的に高くついているんじゃないかなと私思うんですね。備品1つ更新するについても、建築事務所の許可が必要とか、カーテン1つを変えるにしても、いろいろ要るんだと。

先ほどカフェテラスの話も出ましたけれど

も、先ほど、保存から活用にシフトするときに、美術館そのものが稼ぐ力をどう育むかといったときに、あれだけのロケーションとそれから樹木が、緑陰がすばらしいですね。溶け込む作品ですよ。

しかし、ここで大いに稼いでもらわないかぬわけですが、まあ文化審議会のこともあるのかもしれませんが、火気使用室がIHヒーターになっていますよね。そして、あのテラスで、台湾のTSMCの可能性も含め、富裕層がみんな福岡で食事を楽しんでいますけれども、だけど、あのロケーションの中で何で有名なシェフが料理の提供ができないのかと常々考えますね。本当に、もっと稼ぐ力を美術館は大いに発揮できるんじゃないかと思うんですね。

この空調工事も、改めて考えたら、これは稼げる力のもとですよね。そう考えますと、これは警察のほうでも空調出していますけれども、金額の多寡的に言ったら、随分高くなっているなって思うんですけども、その辺がどういう建築事務所との関係、契約のこともあるんでしょう。

それから、ユニークメニューの考え方があって、活用でね、あれだけの熊本城が、都市公園で、重要文化財もあったり、いろんなものに淨財を集めていかないかぬですよね、長いこと復旧していくについて。そういうところの稼ぐ力の場の提供を、私は、県立美術館のあのテラス営業だと思いますね。そういうことも含め、何か方策をぜひとも打ち出していただきたいなと思うんですね。

そして、都市の真ん中にああいう熊本城があって、そこに美術館があるわけで、もうちょっとうまいこと稼ぐ力の場の提供を、トライできる人たちをたくさん呼び込む場にしていただきたいし、そこで作品群に触れていて、多くの県民あるいは遠来のお客様、そういう人たちにぜひとも来ていただければありがたいなというふうに思うんですが、その辺

どうなんですか。

それから、県立高校もですけれども、魅力化の中で、これは実習棟で工事、不調、不落のことでしょう。だけど、これは、いろんな現象を考えるときに、もうちょっと学校の建築の中で稼ぐ力をどう育むか。

先ほど家庭支援条例の話もありましたけれども、私、最近の高校生を見ていますと、自己肯定感があまりにもないという思いがしてなりません。本当に、認めてくれる人、励ます人、こういう人たちが、たくさんの手があって、大人になるための準備期間が要るんだろうと思いますけれども、その中で、仕込みの場として、県立高校が果たす場の提供として、実習棟とか、こういうところで稼ぐ力を学校として考えてほしい。

以前、一般質問で、ふるさと納税の返礼品に実業高校の品物をあげてくださいよとお願いしました。そのとき、校長会のほうは、ありがたい申出ですが、で終わりなんですね。もっと稼げる力、そして地域巻き込んで稼ぐ力を大いに發揮してもらえば、ふるさと納税企業版も、それから、阿蘇の清峰高校ですか、中九州クボタと連携始めましたね。やっぱりそういうことを考えると、実業系の学校は、外部の力もいただいて、しっかりと稼ぐ力を育む場だというふうに思いますけれども、以上2点、何か稼ぐ力のために美術館のできる役割、それから実業高校ができる役割、いろいろあると思うんですが、その辺。この改修にお金かけていくのは非常に大切、これはもとですから。その上で、稼ぐ力をどう育むか、あるいは場の提供をしていくかということを、ぜひ何かお考えがあれば教えてください。

○永田文化課長 文化課でございます。

すみません、前半の美術館の部分に関してお答えしたいと思いますけれども、この美術館は、やはり、先生御指摘のとおり、前川建

築設計事務所のほうといろいろ協議しながらということで、平成26年に本館の保全計画ということができておりまして、補修、管理活動を計画的に実施するために、その計画に基づいてやっているというところでございます。

今回の空調のほうも、やはり美術品の作品保全においては、温度、湿度が非常に大切だということで、今回、補正のほうに計上させていただいております。

おっしゃった、やっぱりお金を稼ぐという観点では、ユニークメニューという観点は非常に重要なと、観光の観点でもですね、そういうふうに思っております。ただ、文化庁の制限の区域内にありますので、その辺りは美術館と協議をしながら、利活用できる部分は積極的に活用を図っていきたいというふうに思っております。

○緒方勇二委員 美術館は、結局50周年を迎えて、創建当時の事情と社会情勢と随分さま変わりしてきたと思います。保存から活用で、ユニークメニューの視点で、美術工芸品に触れて、見て、そして食を楽しむとか、いろんな視点が、いろいろ今から要るんだろうと思います。

そして、かつ、熊本城がああいう再建の途上でありますから、浄財も集めていかなければなりませんし、全国あまたの人から浄財を集めるためにもですね、そういう文化財ではあるけれども、中に区域にあるけれども、やっぱり稼ぐ力を、ポテンシャルを持っているですから、しっかりとその辺は頑張っていただきたい。これは要望です。

○永田文化課長 文化課です。

おっしゃるとおり、今、文化財であっても、例えば刀剣とか、「刀剣乱舞」というアニメで本当に火がついて、若者をはじめインバウンドの外国人には非常に人気が出てきています。そういう観点を絶対見逃さずに、

積極的にPRしていく必要があるというふうに思っておりますので、その辺やっぱり保存から活用、その辺を非常に念頭に置いて、今後は活動していきたいというふうに思っております。

○緒方勇二委員 お願いします。

○横川高校教育課長 高校教育課です。

先ほどの緒方先生の2つ目の部分でございますけれども、実習棟のことはちょっと置いたしまして、阿蘇中央高校のことをおっしゃいましたけれども、県立学校も、稼ぐというところまでにはすぐには直結しませんが、中九州クボタさんと阿蘇中央高校、あるいは高森高校のマンガ学科、コアミックスさんとの連携、そういったところで、高校在学中にまさにその企業と直接触れ合って、そして自身のモチベーションとともに技能も上げていくと、そういうことが近い将来には、若い世代のその稼ぐ力というところにはつながっていくのではないかということを期待しております。しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○緒方勇二委員 八代工業もしっかりとやったし、中九州クボタさん、ああ、ついにやってくれたなというふうに期待値は高いんですよ。

で、自己肯定感の話しましたけれども、やっぱり認められ、励まされて、そういう現に稼いでいる皆さん方のメーカーさんですから、そういう人たちと連携して、スマート農業やスマート林業や、そういうメーカーさん、タキイの種なんかそうですよ。就職しましたら、1年間企業内教育をし直しますよね。実際、ちょっと現代版農業の現場とか林業の現場に、ちょっと遅れているんじゃないかなと思うときもあるわけですよ。だけど、

稼ぐ力の君たちの可能性は無限大なんだということを、企業の皆さん方と一緒に事業を開拓していく、このことはまさに有為な人材育成につながるんだろうと思いますからね。

そして、かつ、そういう企業様から、いろんな資機材の提供であるとか、機会をいただくとか、それは将来的に囲い込みの営業みたいなもんですよ、ある意味。そういうこともつながるので、しっかりその辺の連携はやられたほうが今からの人材育成にはつながるんだろうと思いますので、よろしくお願いします。

○溝口幸治委員 すみません、ちょっと議論が混在したような気がするので、ちょっと整理しておきますけれども、県立美術館の場合、様々な企画展示で稼ごう、より多くの人たちに企画展示を理解していただくために、グッズを作ったり、いろいろ魅力ある商品を作ったりというのは、今もやってらっしゃいます。だから、さらにしっかりと、文化課も含めて、もう一度その力をさらに加速させるようにやってほしいというのが私の質問でした。

施設については、様々な規制があることも私も分かっておりますので、そこから外れるることはなかなか厳しいけれども、さらに何ができるのかということ、本来の美術館としての在り方、存在はしっかりと確保しつつも、もうちょっと工夫したら、まあ緒方先生がおっしゃるそのテラスを活用するとか、いろいろあるので、さらに魅力を高めるために施設として何ができるか、稼ぐ力も含めて考えてほしいという、この企画の話と施設の話がありますので、そこはしっかりと分けて実施をしていただきたいというふうに思います。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑はありますか。

○前田憲秀委員 1点だけ。すみません、質疑というあれでもないんですけども、専決処分に関して、毎回なんですかけども、過失割合10対0、9対1の御説明もありました。

これは、もう引き続き、やっぱり捜査上様々な危険な行為に出くわすこともあるとは想像はいたしますので、そこはもう最善の注意を払ってという思いでございますけれども、例えば、駐車場でバック中にとかですね、聞くだけではちょっと情けないような話もあるものですから、そこはもう特に指導——指導だけでもどうなんでしょうかね、徹底をしていただきたいと思います。

それと、保険で適用と、それは当然なんですけれども、これは財政課にもよく言うんですけれども、我々一般人は、事故を起こして保険を使ったら、皆さん御承知のとおり、3ランクぐらい上がるんですよ。保険を使ったほうがいいのか、そこはもう自分で払って翌年の保険料を考えればって、そこまで考えるんですよ。行政の保険の仕組みを聞いたら、入札制度なので、なかなかそういう仕組みではないような話も聞きます。

そうなれば、例えば、過失が9割以上だったら自腹だぞぐらいの思いで、まあ、してくださいとは言いませんけれども、そういうのも含めて、徹底をしていただきたいなというふうに思います。特に答弁は要りません。すみませんでした。よろしくお願ひします。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託された第1号、第11号から第15号まで及び第26

号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、委員から何かございませんか。

○前田憲秀委員 警察本部に関してちょっとお尋ねというか、説明も個人的には聞いたので、私の中でもう完結はしているんですけども、その後も数人の方からやっぱりどういうことなんだと、一般の方からもあったものですから、もう一度この場で確認をしたいと思います。

4月29日の報道で、会食後にパトカー送迎という大きな見出し、女性に不適切行為もという記事が載りました。知人女性に不適切な行為をして、会食後に巡回中のパトカーを呼び出して自宅まで送らせたという一連の記事であります。

このことは、その女性が関係者に相談をして出てきたことだと思うんですけども、もちろんタクシ一代わりなんていうことはない

と思いますけれども、監察官の最後の話として、厳粛に受け止めて指導を徹底し、信頼回復に努めるという言葉も載っておりました。

もちろん、処分期間も終わって、これは、昨年の10月10月のことなので、全て終わっていると思うんですけども、指導徹底も含めて、どんな感じだったんでしょうか。ちょっとそこはお尋ねしたいと思うんですけども。

○大島首席監察官 本年4月28日に処分をしております事案に関してであります。非違事案防止及び処分を担当する責任者として説明させていただきます。

今回の事態を受けて、監察課から、全ての所属に対して飲酒運転防止に関する指示を行い、また、本部長はじめ、警務部長、首席監察官の私が、順次県内全警察署に対する緊急巡回指導を実施しました。

今後も、再発防止に向けた継続的な指導教養を徹底していくとともに、あわせて、警察組織への帰属意識の再植え、ポリスマインド、警察官としての矜持を思い起こさせるような指導教養を徹底していきたいと考えております。

いろいろな、それぞれに考えさせる教養、指導ということで、小グループの検討会であったりということを各所属でやっております。

ルールづくりにつきましても、所属の地域性に合わせたところで、飲酒に関するルールだったり、飲み過ぎる危険性だったりということで、それぞれの年代、それぞれの階級の者が、それで考えてもらうということで、今まで行っているところでございます。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。
私は、個人的に飲酒運転は絶対許されない

という思いであります。皆さん方も当然そうだと思いますんですけども、これもお酒の影響で起きたんじゃないかと推測もされますので、今監察官が言われたように、やっぱり常にこれからも徹底をやっていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

私も、こういうことを言うだけじゃなくて、ちょうど5月5日にこういう新聞がありました。化学メーカーのクラレというところが、小学校1年生男女それぞれ2,000名に、1年間かけて将来の夢は何ですかと聞いたアンケートがあるんですよ。小学校1年生、全国の1年生。

男の子の第1位、警察官なんですよ。第2位がスポーツ選手、ユーチューバーが第5位ということで、そして……（「発言する者あり」） そうなんですよ。政治家なんか多分ないと思います。調べてませんけれども、県会議員なんて1人もいないと思います。残念ながら、学校の先生は、多分7位か8位ぐらいにあると思うんですけども、私はちょっと調べませんでした。そして、女の子、第1位はケーキ屋、パン屋、第2位は芸能人、モデル、そして第5位、警察官なんですよ、女の子ですよ。これぐらい子供たちの憧れの職だと思います。

さっき話題になりましたけれども、政治家なんて多分1票もないと思うんです。もう羨ましい限りですよ。それぐらいやっぱり誇りと責任を持って、信頼されるお巡りさんということを常にやっぱり警鐘を鳴らしていただきたいなというふうに思います。子供たちの夢を絶対に踏みにじらないように。

多分、学校の先生というのも、6位、7位、8位にあると思うんですけども、今回5位までしか載ってなかったのであれなんですけれども、男の子、女の子にも5位以内に警察官。大きな見出しを、新小学1年生男子、夢は警察官なんですよ。もうこんなうら羨ましいことはないと思いますので、もし必

要だったらこの紙おあげしますので、各警察署で貼つといていただきたいぐらいと思います。誇りを持ってやっていただきたいなと思います。

以上でございます。

○緒方勇二委員 警察本部にエールを送りたいと思います。

先般、白バイの大会に行かせていただきました。大変な感動を覚えました。竹崎委員長と私も出席させていただいて、私、白バイには検挙されたことはございませんが、パトカーには検挙されたことがあります。しかし、あの技量を見ると、とても逃げられないし、それも適時適切な、本当に技術の技を見せていただきました。

多くの人においていただいて、やっぱり先ほどの有為な人材確保にもつながるんだろうと思いますから、ああいうのはもっと広く見学ができる機会をつくられたらいんじやないかなと思います。とりわけ高校生あたりに見せていただくと、随分変わるんじやないかなと思うんですね。まあ、治安基盤の情勢というか、そういう体感治安でも、ああ、これはと感動を覚えますから、やっぱりその辺は広く県民においていただくような場をどうかつくっていただければと思います。お願いであります。

○星野愛斗委員 間バイトの犯罪に関与する匿名・流動型犯罪という、いわゆるトクリュウについて、前回の一般質問でも、今回の質問でもちょっと触れている、私も含めてですけれども、あった中で、警察庁で今年10月から新体制が発足されるという発表と、あと、佐藤本部長が3月31日から就任された際にも、その際、そういったところにも言及をしていただいているのを見て、非常に心強く、期待をしているところでございます。改めて、よろしくお願ひします。

私の質問は、渋滞に関することなんですが、県庁に来るときに、東側から来る方はそうだと思うんですけども、東バイパスに健軍側から来て神水交差点で合流する際の、例えばですけれども、右折レーンがちょびっただけあると思うんですけども、そこに行くまでというのは、ほぼ1車線のみだと思うんですね。その右折に入るはるか前からびっしり並んでいるとかいうところもあるかと思うんですけども、何が言いたいかというと、信号のその切り替わりの時間だったりとか、あとはその右折レーンの——その場所とは限らないんですけども、右折レーンの、例えばその禁止をするだとか、そういったようなお話だったり、要望というのは、これまでもいろんなところで、私の耳に入るくらいに、皆さん当然あるかと思うんですけども、そういった信号だったり、右折だったりの道路に関するような話、そういったものを見直すようなお話が、警察本部以外の、例えば知事部局からとか、そういったお話があつたときに、そういった横串の連携というか、すみません、質問というか、確認なんですが、一緒に連携をしていくような考えはありますでしょうかという質問です。

○大藪交通規制課長 ただいま御意見ありました渋滞の関係になります。

まず、渋滞の要望関係の把握なんですが、警察本部、警察署、直接電話での、この信号がちょっとおかしいんじゃないとか、ちょっと渋滞するから時間の調整してもらえないかとか、そういったのをいただいております。直接電話要望のほかにも、ホームページに信号機B o xとか、そういったメールで要望を受けるようなものを設定しておりますので、こういったところで情報を把握しております。

あと、その把握した情報につきましては、逐一、警察本部の担当者、そこの管轄の警察

署と一緒にその現場の状況を確認させていただきまして、やはり渋滞がひどいような場合には、その信号の時間の調整、こういったのを行っているところです。

どうしてもやっぱり複雑な交差点とかできないような場所であれば、こういった理由でここは調整できないんですよ、それができないんですよとか、そういう理由も県民の方にはお伝えしているような状況がございます。

それと、あと右折レーンとか、こういったところで渋滞しているような交差点の状況も把握しておりますので、こういった場合、その交差点のまさに道路管理者と、その設備を長くできないかとか、ちょっと拡張できないか、また、車線の変更、こういったのができないかということで、どうしても道路標示とかも含まれますので、警察と関係する道路管理者、県の土木ですとか市の土木とか、そういうたとえと連絡を取りながら、改正できるところは改正していくような形で取り組んでいるところになります。

以上です。

○星野愛斗委員 ありがとうございます。

今の市民の方からの声というの是非常によく分かったんですが、何か提案とか、例えば、都市計画とか道路整備に係るようなこととかで、市民の方からではなく、知事部局側からの提案とか、そういうものにも積極的に協力していくというような認識でよろしいでしょうか。

○大藪交通規制課長 先ほどの情報関係、県の担当者レベルでも、当然、その県職員が把握した部分についてもいただいておりまし、うちができるところ、あと土木ができるところとかありますので、連携は密に取っているところであります。

以上です。

○星野愛斗委員 ちょっと半分愚問だったような気がするんですけども、しっかりと連携を取っていただけるということで安心いたしました。引き続きお願ひできればと思います。ありがとうございます。

以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに何かありませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長